漁業法第32条第1項の規定に基づき知事が行う助言、指導又は勧告に関する 運用指針

第1 くろまぐろ(小型魚)

くろまぐろ(小型魚)(第1において単に「くろまぐろ」という。)に係る 法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2 までに定めるとおりとする。

- 1 法第32条第2項第1号に掲げる場合
- (1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧 告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくろまぐろの	知事が当該知事管理区分においてく
漁獲量の総量の当該知事管理区分に	ろまぐろの採捕をする者に対してす
係る知事管理漁獲可能量に占める割	る指導又は勧告の内容
合	
75パーセントを超えたとき	操業時間短縮又は操業回数の抑制等
	の漁業の特性に応じた具体的な管理
	措置を実施し、くろまぐろの漁獲量
	の急激な積み上がりを避けるよう指
	導
85パーセントを超えたとき	生存個体は放流、くろまぐろの採捕
	はやむを得ない混獲のみとして数量
	を最小限に留めることを勧告

- (2) (1) の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を 勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する くろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可 能量の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。
- 2 法第32条第2項第2号に掲げる場合
- (2) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、 次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区 知事が当該全ての知事管理区分のい 分における漁獲量の総量の当該全てずれかにおいてくろまぐろの採捕を の知事管理区分に係る知事管理漁獲|する者に対してする指導の内容 可能量の合計に占める割合

90パーセントを超えたとき

当該全ての知事管理区分に係る知事 管理漁獲可能量の超過のおそれが大 きい場合に該当し、今後、法第33条 第2項の規定に基づく採捕の停止を 命令する可能性があることから、く ろまぐろの採捕を抑制するよう指導

(2) (1) の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を 勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採 捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知 事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、こ の限りでない。

第2 くろまぐろ (大型魚)

第1の規定は、くろまぐろ(大型魚)に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

附則

(施行期日)

1 この指針は、令和3年4月1日から施行する。